

募 集

人材育成基金活用推進事業 の申請を受け付けます

町では、活力と魅力に満ちたまちづくりを推進する人材を育成するため、自らが考えて行う地域づくり事業に対して、補助金を交付しています。詳細は町ホームページをご覧ください。

▼補助対象者

当別町に1年以上在住または勤務している方や、これらの方で構成する団体。

▼補助対象事業 令和4年度中に実施する次のようなもの。

- ①自己形成のための教育・文化・産業等における調査研修事業
- ②スポーツや文化・経済活動による交流事業
- ③地域の活性化や文化・教養を高めるための講演会等の事業

▼申請方法 セールス戦略課で配布する申請書等を提出してください。町ホームページからもダウンロードできます。

▼申請期限 4月15日(金)

▼審査・内定 申請書類をもとに審査し、5月中に内定予定。

▼問合せ セールス戦略課ふるさとプロモーション係(☎23-3042)

特 定 健 診

特定健康診査の受診は お済みですか？

今年度の特定健康診査は受け終わりましたか？ 健診は不要不急の外出ではありません。生活習慣病の早期発見・早期治療は感染症の重症化リスクを避けるためにも大切です。

健診実施機関では、換気や消毒の徹底など、感染防止対策を行っています。必ず事前に予約をしてから受診してください。

▼対象者

令和3年度中に、40歳～74歳になる当別町国民健康保険に加入している方

▼受診期限

3月31日(木)

▼健診の受け方

町内4医療機関ほか、江別市立病院、北海道医療大学病院で受診でき、北海道対がん協会札幌がん検診センターではがん検診も合わせて受けられます。

詳しくは、健康ひろば・実施医療機関(p.26)や町ホームページをご確認ください。

※3月は混み合うことが予想されますので、早めに予約し受診しましょう。

※受診券がお手元がない方は、再発行しますのでご連絡ください。

▼問合せ 保健福祉課健康推進係
(ゆとり内・☎23-4044)

年 金

国民年金保険料について

【追納制度について】

国民年金保険料の免除(全額・一部・法定)、納付猶予(50歳未満)、学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金の受け取り額が少なくなります。これらの期間の保険料は、10年以内であれば、古い期間からさかのぼって納める(追納する)ことで、年金の受け取り額を増やすことができます。また、追納した保険料を社会保険料控除として税申告すると、所得税・住民税を軽減することができます。追納について、ぜひご検討ください。ただし、一部免除を受けた期間に、残りの納付すべき保険料を納付していない場合は、追納できません。一部免除の承認をされた場合は、忘れずに納付をお願いします。追納の申込みは、お近くの年金事務所ですべて受け付けています。

広 告

【学生納付特例の申請について】

令和3年度に保険料納付を猶予されている学生の方で、令和4年度も引き続き在学予定の方には、3月末にハガキ形式の学生納付特例申請書が送付されます。同一の学校に在学されている方は、このハガキに必要事項を記入して返送いただくと、令和4年度の申請ができます。この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です。なお、令和4年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望の場合は、年金事務所までお問合せください。

【付加保険料について】

国民年金第1号被保険者および任意加入被保険者は、定額保険料に付加保険料を上乗せして納めることで、受給する年金額を増やすことができます（国民年金基金加入者は除く）。付加保険料の月額額は400円です。付加年金額（年額）は「200円×付加保険料納付月数」で計算するため、2年以上年金を受け取ると支払った付加保険料以上の年金が受け取れます。なお、付加年金は定額のため、物価スライド（増額・減額）はありません。詳しくは問合せください。

▼問合せ

- ・役場住民課戸籍年金係
(☎23-2463)
- ・札幌北年金事務所
(☎011-717-4115)

税金

自動車・軽自動車の 住所変更等は3月末まで

【自動車税種別割】

4月1日現在の登録に基づいて課税されます。引っ越しで住所が変わった時、自動車を売買した時や使用しなくなった時は北海道運輸局札幌運輸支局で手続きが必要です。納税通知書を確実にお届けするために3月末までに手続きをしてください。住所変更の手続きが間に合わない時は札幌道税事務所に連絡するか、道税ホームページから手続きしてください。

▼手続き・問合せ

- ・北海道運輸局札幌運輸支局
(☎050-5540-2001)
- ・札幌道税事務所
(☎011-746-1190)

【軽自動車税種別割】

定置場がある市町村から4月1日現在の所有者に課税されます。廃車・住所変更・譲渡等の手続きは、3月末までに行ってください。所有者が亡くなった場合も手続きが必要です。軽自動車税種別割は月割課税ではありませんので、手続きを忘れると1年分の税金を納めることになります。

▼手続き等を行う機関

- ・125cc以下の原動機付自転車
- ・小型特殊自動車（トラクタ、ホイローダ等）
- ・ミニカー（三輪以上20cc超50cc以下）

▼申告先 役場税務課税務係

- ・軽三輪、軽四輪自動車

▼申告先 札幌地区軽自動車協会 (札幌市北区新川5条20丁目1-20・☎011-768-3955)

- ・125cc超250cc以下のバイク
- ・250cc超のバイク

▼申告先 北海道運輸局札幌運輸支局 (札幌市東区北28条東1丁目・☎050-5540-2001)

▼詳細 税務課税務係

(☎23-2332)

広告

広告

納税

3月は滞納整理強化月間！

町税は福祉や教育、道路整備など、まちづくりを支える大切な財源です。納期限までに納付しない場合は、督促状の発付や延滞金がかかる場合があります。

また、町では納期限までに納付している方との公平性を保つために、3月を「滞納整理強化月間」として、徴収対策を進めます。町税の滞納が続くと、地方税法に基づき延滞金に加算され、同法に基づき滞納処分（財産調査および差押）を実施します。夜間窓口も開設していますので、やむを得ない事情により直ちに納付することができない方は、ご相談ください。

▼問合せ 税務課納税係
(☎ 23 - 2341)

国民健康保険

国民健康保険の 加入・脱退手続き等

【加入・脱退手続きはお済みですか】

国民健康保険は、職場の健康保険などに加入していない方が加入する制度です。

職場を退職し健康保険などを喪失したときは、喪失後 14 日以内に役場の国保窓口で『加入手続き』を行ってください。「社会保険等資格喪失証明書、加入する方全員のマイナンバーがわかるもの」が必要です。

また、会社などに就業し、国保以外の保険に加入した場合は、『脱退の手続き』を行ってください。「国保を脱退する方全員の新しい保険証、全員のマイナンバーがわかるもの」が必要です。

加入・脱退ともに、自動的に保険が切り替わるものではなく、ご自身での手続きが必要ですのでご注意ください。

【進学で転出する場合の国保は？】

進学するために当別町から転出する場合、大学等に在学している間は、当別町から住所を移しても引き続き当別町国保に加入することができます。役場窓口で手続きが必要ですので、「身分証明書、在学が確認できる書類（在学証明書、学生証の写しなど）、印鑑、世帯主と転出する方のマイナンバーがわかるもの」を持参してください。

▼問合せ 住民課国保・後期高齢者医療係 (☎ 23 - 2467)

広 告

広 告

広 告

水道

水道の届け出を忘れずに

引っ越しなどで水道の使用中止や開始する時は、住民票の住所変更とは別に、水道の届け出が必要です。届け出は上下水道課窓口のほか、電話や電子申請でも受け付けています。

水道の使用中止の届け出がない場合、水道を使用していなくても水道料金・下水道使用料がかかりますので、忘れずにご連絡ください。退去される際は凍結などの事故を防ぐため、水道の使用が終わりましたら水抜きをお願いします。また、所有者や使用者の死亡等による名義変更や建物を取り壊す場合なども、届け出が必要です。詳しくは問合せください。

▼問合せ 上下水道課業務係
(☎ 22 - 2411)

議会

当別町議会 3月定例会関係日程のお知らせ

議会開催中は、ライブ中継をインターネットにより配信しています。日程は変更する場合がありますので、町議会ホームページでご確認ください。

▼問合せ 議会事務局総務係 (☎ 23 - 3247)

| 日にち | 時間 | 場所 | 会議名 | 内容等 |
|----------|---------|----|-----------|-------------------|
| 3月3日(木) | 13:00 | 議場 | 本会議 | 町政・教育行政執行方針等 |
| 3月4日(金) | 13:00 | 議場 | 総務文教常任委員会 | 所管事務調査等 |
| 3月7日(月) | 13:00 | 議場 | 産業厚生常任委員会 | 所管事務調査等 |
| 3月8日(火) | 10:00 | 議場 | 本会議 | 執行方針に対する代表質問等 |
| 3月9日(水) | 13:00 | 議場 | 総務文教常任委員会 | 所管事務調査等 |
| 3月11日(金) | 13:00 | 議場 | 産業厚生常任委員会 | 所管事務調査等 |
| 3月14日(月) | 10:00 | 議場 | 本会議 | 一般質問 |
| 3月15日(火) | 10:00 | 議場 | | |
| 3月16日(水) | 10:00 | 議場 | 予算審査特別委員会 | 各会計予算審査・起草委員会設置 |
| 3月17日(木) | 10:00 | 議場 | | |
| 3月18日(金) | 10:00 | 議場 | 予算審査特別委員会 | 起草委員会報告 |
| | (予特終了後) | 議場 | 本会議 | 予算審査特別委員会報告・議案審議等 |

広 告

広 告

広 告